

財 務 省

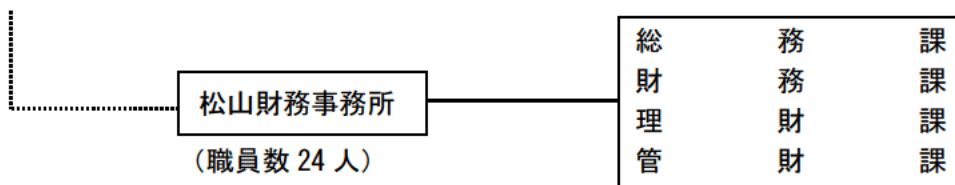
(四国財務局)

松山財務事務所

〒790-0808 松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 7 階
TEL (089) 941-7185 FAX (089) 921-8392

〔組織及び職員数〕

(四国財務局)



設 置 根 拠	財務省設置法第 15 条、財務省組織令第 83 条
所 掌 事 務	1 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関する事 2 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関する事 3 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関する事 4 企業の経理の実態に関する統計を作成する事 5 国債に関する事 6 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関する事 7 財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関する事 8 国内資金運用の調整に関する事 9 地方債に関する事 10 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関する事 11 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関する事 12 国有財産の総括に関する事 13 普通財産の管理及び処分にに関する事 14 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第 5 条に規定する特定国有財産整備計画に関する事 15 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関する事並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関する事 16 次に掲げる者の監督に関する事 - イ 金融機関 - ロ 銀行持株会社 - ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、特定信用事業代理業を行う者並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合 - ニ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第二百一十一条の五の

	二 第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者 ホ 少額短期保険持株会社 ヘ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人 ト 金融商品取引業を行う者 チ 投資法人 リ 高速取引行為者 ヌ 信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者 ル 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関 ヲ 特定金融会社等 ワ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者 カ 前払式支払手段発行者 ヨ 資金移動業を営む者 タ 仮想通貨交換業を行う者 レ 認定経営革新等支援機関
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山財務事務所 総務課 TEL (089) 941－7185
各種相談・案内窓口	・対 象 内 容：所掌事務の範囲内 ・担 当 課 名：総務課 ・受付電話番号：(089) 941－7185